

和泉市信太山丘陵里山自然公園管理運営及び活用手法検討業務委託 (R4.7～R6.7) プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

和泉市信太山丘陵里山自然公園管理運営及び活用手法検討業務委託 (R4.7～R6.7)
(所管課：都市整備室公園緑地担当)

(2) 趣旨

和泉市信太山丘陵市有地基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、信太山丘陵里山自然公園計画地（以下「計画地」という。）の里山的環境と生物多様性を公民協働で守り育て、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場として活用する都市緑地（都市林）の整備を進めていくに当たって、和泉市信太山丘陵市有地公園協議会（以下「協議会」という。）を設立したものである。

協議会においては、公民協働の環境保全活動や、2年後の開園に向けての管理運営水準書作成、整備計画、公園緑地の維持管理の方向性等を検討・協議していくものであり、そのためには環境保全を意識した公園整備の観点が必要不可欠となることから、保全手法検討等も含め、専門的知識を有する事業者に対して、検討に係る調査・研究、協議会の会議等の運営補助、資料等の作成を委託するものである。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年7月31日（水）まで

(5) 履行場所

市長が指定する場所

2 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約（ただし、「4 参加資格要件」を満たすこと）

契約締結予定：令和4年7月1日

支払い方法：各年度末払い2回および令和6年度7月末の完了払い1回を検査合格後、
成果品の引渡しを受け、請求書を受理した日から30日以内に支払う。

契約保証金：本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

ただし、和泉市財務規則第 104 条第 3 号又は第 4 号に該当する場合は契約保証金を免除することがある。

3 提案限度額

総額 11,256,300 円

令和 4 年度 2,679,300 円 令和 5 年度 3,812,000 円 令和 6 年度 4,765,000 円
(消費税及び地方消費税含む)

※ 1. 提案額については、総額と各年度の内訳を記載するものとする。

※ 2. 上記の総額および各年度の内訳を超えないものとする。

4 参加資格要件

参加表明書提出の時点において、下記の全ての要件を満たしていること。

- (1) 過去 20 年の業務実績について、当該業務と同種又は類似する業務実績（業務完了しているもの）を 1 件以上有していること。
- (2) 別紙仕様書のとおり、管理技術者及び担当技術者は資格を有する技術者であること。
- (3) 本市における令和 2・3 年度入札参加資格（登録区分は問わない）の認定を受けている者、令和 4・5 年度入札参加資格申請をしている者、又は、認定を有していない者で、以下の書類（発行日 3 か月以内）が提出できる者
 - ① 印鑑証明書の写し
 - ② 商業登記簿謄本（登記事項証明書）
 - ③ 直近 1 年間の事業の決算報告書一式の写し
 - ④ 国税の納税証明書「その 3 の 3」の写し
 - ⑤ 委任状（様式 9 号） ※登記事項以外の者（支店等）に本業務の権限を委任する場合
 - ⑥ 使用印鑑届（様式 10 号）
 - ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（様式 11 号）
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (6) 国税を滞納している者でないこと。
- (7) 法令違反を理由として大阪府知事から指名停止を受けている者又は和泉市長から業務に関し、指名停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者でないこと。
- (8) 参加表明者、参加表明者の役員又は従業員（以下「参加表明者の関係者」という。）が過去 10 年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、参加表明者の関係者が反社会

的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

5 実施要領等の配布

- (1) 配布場所：和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当（和泉市役所 4 階 7 番）
※和泉市ホームページからもダウンロード可能
- (2) 配布期間：令和 4 年 5 月 19 日（木）から令和 4 年 5 月 27 日（金）（土、日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで

6 参加表明書及び業務実績書の提出

- (1) 提出期限：令和 4 年 5 月 19 日（木）から令和 4 年 5 月 27 日（金）（土、日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 提出場所：和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当（和泉市役所 4 階 7 番）
- (3) 提出書類：参加表明書、業務実績書（業務の概要を記載のこと）
参加資格要件の(4)～(8)を証明する書面は不要とする。
- (4) 提出方法：持参

7 質疑書の提出

- (1) 提出期限：令和 4 年 5 月 19 日（木）から令和 4 年 5 月 31 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出場所：和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当（和泉市役所 4 階 7 番）
- (3) 提出書類：質疑書
- (4) 提出方法：FAX またはメール
- (5) 質疑の回答方法：参加表明者全員に対して電子メールにて回答する。

なお、質問内容が重複していると本市が判断したものについては、整理した上で一括して回答する。また、意見表明等本件趣旨からかけ離れたものについては、回答しない。その他、市として本プロポーザルに関し留意事項が発生すれば、質疑形式で回答に含める場合がある。電子メール受信後は直ちに受信確認メールを返信すること。

質疑への回答は令和 4 年 6 月 2 日（木）午後 5 時まで（予定）に送信いたします。

8 提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和 4 年 6 月 6 日（月）から令和 4 年 6 月 10 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 提出場所：和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当（和泉市役所 4 階 7 番）

(3) 提出書類：提案書及び見積書

書類 番号	書類名	備 考
1	提案書	横書き、A4版6～10ページ程度で記載すること。なお、添付している参考様式を適宜加工して使用し、又は独自に提案書を作成して使用してもよい。
2	見積書	提案額については、総額（税含む）を記入の上、各年度の内訳金額（税含む）を記載するものとする。（総額が、業務の内訳の合計額と一致しない場合は無効とする。）また、積算の内訳を記した「見積明細書」を添付すること。

(4) 提出部数：提案書 10部（正2部、副8部）

見積書 2部

(5) 提出方法：持参

(6) 留意事項：

- 提案書は、横書き、A4版6～10ページ程度とすること。なお、表紙はページ数に含まないものとする。
- 提案内容については、必須項目の内容を網羅したものとし、簡潔明瞭に記載すること。
- 正本2部には、事業者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印し、担当者連絡先を記載すること。
- 副本8部には、事業者名が推測可能なあらゆる表記を行わないこと。
- 提案書の表紙と背表紙には、宛名を「和泉市長」とし、業務名を「和泉市信太山丘陵里山自然公園管理運営及び活用手法検討業務委託（R4.7～R6.7）」と明記すること。
- A4版フラットファイルに綴じて提出すること。
- 提案書は、選考採点表の「評価基準」と対応させ、容易に採点表と提案項目の対応が理解できる構成とすること。なお、添付している提案書については、参考様式とし、応募者がこの参考様式を適宜加工して使用し、又は独自に提案書を作成して使用することを妨げない。
- 見積書は、業務名、事業者名を明記し、提案金額及び積算の内訳を明記すること。

9 選考方法

- (1) 委託事業者は公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 選考は、1次選考及び2次選考の2段階選考方式により行う。
- (3) 1次選考は、選定委員会により業務実績及び見積額に基づいて4者を選考する。ただし、参加表明者が4者以内の場合は、1次選考を省略し、2次選考のみ実施する。
- (4) 2次選考は、選定委員会により選考採点表に基づき提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査により行う。
- (5) 選考の結果、評価点（900点満点）の60%を合格点とし、合格点以上の点数を獲得した上で、評価点の合計が最も高い者が優先交渉権を得るものとし、随意契約の交渉を行う。ただし、決定通知の日から10日以内に契約に至らない場合、次点交渉権者と交渉を行う。
- (6) 評価点の合計が同点の場合には、選定委員の重点配分の高い項目の合計が高い参加者を選考する。
- (7) 選考結果は、全ての参加者に通知する。

10 評価基準

採点表のとおり。

11 書類審査（1次選考）の実施

- (1) 実施日時：令和4年6月13日（月）予定
- (2) 選考方法：業務実績及び見積額に基づき選考する。
- (3) 選考社数：4者
- (4) 留意事項：参加表明した事業者数が4者以内の場合は、1次選考を実施しない。

12 プレゼンテーション・ヒアリング審査（2次選考）の実施

- (1) 実施日時：令和4年6月21日（火）予定
※ 正式な日時については、別途メールにて通知する。
- (2) 実施場所：会場については、別途メールにて通知する。
- (3) 実施時間：1者につき35分程度
プレゼンテーション 20分
ヒアリング 15分
- (4) 出席者：①1者につき3名までとする。
②この業務を担当する予定の管理技術者1人及び担当技術者1人は必ず出席すること。
- (5) 留意事項：
 - プレゼンテーションは、提案書に基づいて行うものとし、これ以外の資料によるものは認めない。

- 実施中における他の参加者の情報は、一切提供しない。
- 市は、プロジェクターとスクリーンのみ用意する。パソコンその他プレゼンテーションに必要なものは、全て事業者が用意するものとする。なお、事業者がプロジェクター及びスクリーンを持ち込んで実施することを妨げない。
- プレゼンテーション中に機器トラブルが発生する可能性もあることから、十分留意すること。
- 機器の設定を行う時間もプレゼンテーションの時間に含むものとする。

13 スケジュール

項目	日時
実施要領の公告	令和4年5月18日(水)
参加表明書、業務実績書の提出	令和4年5月19日(木)から令和4年5月27日(金)まで
質疑書の提出	令和4年5月19日(木)から令和4年5月31日(火)まで
質疑書に対する回答	令和4年6月2日(木)予定
提案書等の提出	令和4年6月6日(月)から令和4年6月10日(金)まで
1次選考	令和4年6月13日(月)予定
1次選考結果の通知	令和4年6月15日(水)予定
2次選考(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和4年6月21日(火)予定 ※ 正式な日時については、別途通知
2次選考結果の通知・公表	令和4年6月27日(月)予定

14 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出書類の提出期限を過ぎた場合。
- (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合。
- (3) 実施要領に違反した場合。
- (4) 参加表明提出日から契約締結日までに、参加資格要件を欠く事由が発生した場合。
- (5) 公正な選考を阻害する事由が発生したと選定委員会が認めた場合。
- (6) 提案金額が各年度の見積限度額を上回った場合。
- (7) 提案金額の総額が、業務の各年度の内訳合計額と一致しなかった場合。

15 応募者が1者の場合の取扱い

選考については、実施するものとする。失格事項に該当せず、かつ、事前に定めた基準を上回る得点を獲得した場合において、優先交渉権者に決定する。

16 選考結果の通知

選考結果は、その採否にかかわらず、参加者全員に通知する。

17 選考結果の公表

下記の選考結果については、和泉市ホームページにおいて公表するものとする。

- ① 契約候補者の評価点（品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称（申込順）
- ③ 全提案事業者の評価点（得点順 内容は①に同じ）
- ④ 契約候補者の選定理由（講評ポイント）
- ⑤ 選定委員会委員の氏名、選任理由及び職名等

18 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、和泉市から要請した事項については、この限りでない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 参加表明書又は提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお、辞退は、プレゼンテーションの前日までは、原則として認めるものとする。
- (6) 提出書類については、情報公開請求があった場合、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る資料については、目的外に使用してはならない。
- (8) プレゼンテーション後、議事録の作成を速やかに行い、優先交渉権が決定した業者に関しては、議事録を提出すること。
- (9) 優先交渉権が決定した後及び契約締結後においても、本プロポーザルにおいて談合その他の不正行為が発覚した場合又は事業者の役員等が贈賄等で逮捕される、情報漏洩が発生するなど社会的影響の大きい事実が発覚した場合においては、契約を締結せず、又は契約を解除することがある。

19 添付資料

- ・「プロポーザル実施要領」
- ・「仕様書」
- ・「参加表明書」
- ・「業務実績書」
- ・「質疑書」
- ・「提案書」
- ・「辞退届」

- ・「選考採点表」
- ・「基本構想概要版」
- ・「公園紹介チラシ」

20 問合せ先（業務内容に関する質問は、質疑書でしかお答えしません。）

和泉市都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当（担当：藤原、野間口）

〒594-8501 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

TEL：0725-41-1551（代表）、0725-99-8139（直通）

FAX：0725-43-1135

E-mail：shinodayama@city.osaka-izumi.lg.jp

* 申請書類については和泉市ホームページからダウンロードできます。

* 受付時間：土、日を除く午前 9 時から午後 5 時まで